

◎新潟県告示第1362号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後				変更前			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第6条 (略)				第6条 (略)			
魚種	(略)	承認期間	遊漁料	魚種	(略)	承認期間	遊漁料
(略)	(略)	1日	<u>2,200円</u>	(略)	(略)	1日	<u>2,000円</u>
		1年	<u>10,450円</u>			1年	<u>9,500円</u>
(釣堀的漁場)				(釣堀的漁場)			
第8条 (略)				第8条 (略)			
ア～イ (略)				ア～イ (略)			
ウ 開設の期間		始期： <u>令和3年1月1日</u>		ウ 開設の期間		始期： <u>令和2年1月1日</u>	
		終期： <u>令和3年12月31日</u>				終期： <u>令和2年12月31日</u>	
エ～オ (略)				エ～オ (略)			

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年1月1日